

むすぶ。ひらく。



中部電力

第101期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

場 所

名古屋市東区東桜二丁目6番30号

ひがしざくら

東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも！



スマホ
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。

<https://p.sokai.jp/9502/>



証券コード 9502

目次

第101期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	7
添付書類	
事業報告	35
連結計算書類	59
監査報告書	61

中部電力株式会社

2025年6月4日

株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社

代表取締役会長 勝 野 哲

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】(https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)

上記の他、東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置事項を掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※「銘柄名（会社名）」に「中部電力」または「コード」に「9502」（半角）を入力・検索し、「基本情報」,
「縦覧書類／PR情報」の順に選択することで、ご確認ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、
お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（7頁から32頁まで）をご検討くださいます。 **2025年6月25日**
（水曜日）午後5時40分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、上記の当社ウェブサイトにて報告事項説明ビデオを掲載するとともに、株主さまを対象に、株主総会の
様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

敬 具

議決権行使について

当日ご出席される方へ

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面の郵送により 議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

なお、ライブ配信をご視聴される場合は、議決権行使書用紙を投函する前に、ログインIDおよび仮パスワードをお控えください。

インターネット等により 議決権を行使される方へ

「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（5頁）をご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 ひがしさくら 東桜会館
3 目的事項	報告事項 (1) 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 〈 会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉 第 1 号議案 剰余金の配当の件 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件 第 3 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件 第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定の件 第 6 号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の改定の件 〈 株主（66名）からのご提案（第7号議案から第11号議案まで）〉 第 7 号議案 定款一部変更の件 (1) 第 10 号議案 定款一部変更の件 (4) 第 8 号議案 定款一部変更の件 (2) 第 11 号議案 定款一部変更の件 (5) 第 9 号議案 定款一部変更の件 (3) 〈 株主（2名）からのご提案（第12号議案および第13号議案）〉 第 12 号議案 定款一部変更の件 (1) 第 13 号議案 定款一部変更の件 (2)
4 招集にあたっての決定事項等	(1) 議決権の代理行使 代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。 (2) 議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合の取り扱い ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、会社提案については賛、株主さまからのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (3) 交付書面から一部記載を省略している事項 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査等委員会および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。 ① 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ④ 監査報告書の「会計監査人の監査報告書」 (4) 電子提供措置事項を修正した場合の周知方法 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載いたします。

以 上

当社株主総会の流れ

株主総会開催まで

株主総会資料のご確認

当社ウェブサイト

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/

へアクセスしご確認ください。



第101期定時株主総会招集ご通知

議決権を事前に行使する

郵送による議決権行使



2025年6月25日（水）午後5時40分
到着分まで

詳細は議決権行使書用紙参照

株主総会当日

ご来場される方



2025年6月26日（木）
午前10時開始

詳細は裏表紙および議決権行使書用紙参照

ライブ配信をご利用の方



2025年6月26日（木）
午前10時から株主総会終了まで

詳細は6頁参照

インターネットによる議決権行使



2025年6月25日（水）午後5時40分
送信分まで

詳細は5頁参照

事前にインターネットで議決権行使
いただいた株主さまには、議案の賛否
に関わらず、抽選で500名様に電子
ギフト(500円相当)を贈呈いたします。



総会后2週間程度で、当選した方にのみ
当選メールを配信

その他参考資料

説明動画



事業報告

公開中

対処すべき課題

株主総会終了
数日後

開示書類



有価証券報告書

2025年6月25日（水）
（予定）

臨時報告書（決議結果）

株主総会終了
数日後

詳細は当社ウェブサイト https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/
へアクセスしご確認ください。

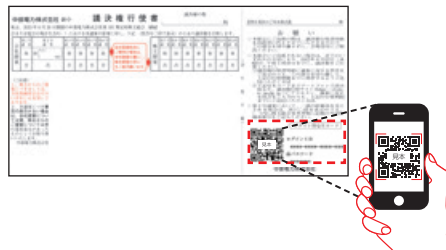
インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限：2025年6月25日（水曜日）午後5時40分まで

オススメ

1. 「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで簡単に議決権行使を行うことができます。



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスして、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することで議決権行使することができます。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご注意事項

- ※午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書用紙の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場されるのが困難な株主さまに向けて、株主総会の様子をインターネットを通じてライブ配信いたします。パソコン、タブレット端末、スマートフォンでご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

1. ライブ配信日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

次のURLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページにアクセスいただき、**ご自身の議決権行使書用紙に記載されている①および②の英数字**をご入力ください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

QRコード:



① ログインID

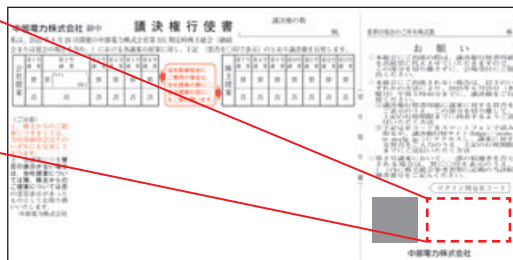
ログインID

0126-0000-XXXX-△△△

② 仮パスワード

仮パスワード「株主番号(8桁)」

OXOXOX



ID・パスワードに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

ご注意事項

※ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席と認められません。このため、ライブ配信のご視聴を通じて、ご質問、議決権行使、および動議を行うことはできません。議決権行使をされる場合は、行使期限までに事前の議決権行使をお願いいたします。

※ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。

※写真撮影、録音、録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。

※ライブ配信のご視聴では大量のデータ（パケット）通信が行われます。ご視聴に係る通信料金などは、株主さまのご負担となります。

※ご使用の機器やインターネット接続環境により、映像や音声に不具合が生じ、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※何らかの事情により、ライブ配信を行わない場合があります。その際には当社ウェブサイト上でお知らせいたします。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類（議案および参考事項）

＜会社提案（第1号議案から第6号議案まで）＞

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、株主還元方針、中期的な財務状況等を踏まえ、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額22,696,577,670円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から、人事会議および指名・報酬等検討会議での協議のプロセス等を中心に検討を行った結果、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の 当社における地位	2024年度の 取締役会への 出席状況
1	かつ 勝 の 野 さとる 哲 再任	代表取締役会長	18／18回
2	はやし 林 きん 欣 ご 吾 再任	代表取締役社長 社長執行役員	18／18回
3	なべ 鍋 た か ず ひろ 和 宏 再任	取 締 役 副社長執行役員	15／15回
4	はや 速 み とし ひろ 水 敏 浩 新任	専務執行役員	—
5	はし 橋 もと たか ゆき 本 孝 之 再任 社外 独立	社 外 取 締 役	18／18回
6	しま 嶋 お 尾 ただし 正 再任 社外 独立	社 外 取 締 役	18／18回
7	くり 栗 はら み つ え 原 美津枝 再任 社外 独立	社 外 取 締 役	18／18回
8	か 加 とう 藤 はる ひこ 治 彦 新任 社外 独立	—	—

社外

 社外取締役候補者

独立

 独立役員候補者

候補者番号

1

かつの
勝野さとの
哲

再任

所有する
当社株式の数

39,820株

(1954年6月13日生)

2024年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1977年 4月 当社入社
 2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長
 2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
 2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長
 2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2020年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

中部日本放送株式会社社外監査役

<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はやし
林きんご
欣吾

再任

所有する
当社株式の数

35,228株

(1961年1月9日生)

2024年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1984年 4月 当社入社
 2016年 4月 当社執行役員 東京支社長
 2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長
 2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長
 2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2025年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 CEO (現在に至る)
 (注) CEO : Chief Executive Officer



<重要な兼職の状況>

電気事業連合会会長

<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

な べ た か ず ひ ろ
鍋 田 和 宏

(1961年4月10日生)

再任

所 有 す る
当社株式の数

19,208株

2024年度の取締役会への出席状況 15/15回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1986年 4月 当社入社
 2018年 4月 当社執行役員 コーポレート本部部長
 2020年 4月 当社専務執行役員 技術開発本部部長
 2023年 4月 当社専務執行役員 技術開発本部部長 CTO, CSO
 2024年 4月 当社副社長執行役員 経営戦略本部部長 CIO
 2024年 6月 当社取締役 副社長執行役員 経営戦略本部部長 CIO (現在に至る)
 (注) CTO : Chief Technology Officer
 CSO : Chief Standardization Officer
 CIO : Chief Information Officer



<取締役候補者とした理由>

鍋田和宏氏は、これまで当社コーポレート本部部長、技術開発本部部長、経営戦略本部部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4

は や み と し ひ ろ
速 水 敏 浩

(1967年6月27日生)

新任

所 有 す る
当社株式の数

1,041株

<略歴、地位および担当>

1990年 4月 当社入社
 2020年 4月 当社経営管理本部部長
 2022年 4月 中部電力パワーグリッド株式会社執行役員 三重支社長
 2025年 4月 当社専務執行役員 経営管理部、調達部、事業基盤支援部統括
 CFO (現在に至る)
 (注) CFO : Chief Financial Officer



<取締役候補者とした理由>

速水敏浩氏は、これまで中部電力パワーグリッド株式会社三重支社長、当社経営管理部統括などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

5

はし もと たか ゆき
橋 本 孝 之

(1954年7月9日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所 有 す る
当社株式の数

7,382株

2024年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)
社外取締役としての在任期間 9年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2000年 4月 同社取締役
2003年 4月 同社常務執行役員
2007年 1月 同社専務執行役員
2008年 4月 同社取締役 専務執行役員
2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員
2012年 5月 同社取締役会長
2014年 4月 同社会長
2015年 1月 同社副会長
2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)
2019年11月 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
株式会社山城経営研究所代表取締役社長
デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

6

しま
嶋 お
尾

(1950年2月2日生)

ただし
正

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所 有 す る
当社株式の数

10,863株

2024年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)
社外取締役としての在任期間 6年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社 (現大同特殊鋼株式会社) 入社
2004年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社常務取締役
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社代表取締役 社長執行役員
2016年 6月 同社代表取締役会長
2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2023年 6月 大同特殊鋼株式会社相談役 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社相談役
名古屋商工会議所会頭

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役 (監査等委員である取締役を含む。) の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

7

く り は ら み つ え
栗 原 美津枝

(1964年4月7日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所 有 す る
当社株式の数

0株

2024年度の取締役会への出席状況 18／18回（100%）
社外取締役としての在任期間 5年（本総会終結時）

<略歴および地位>

1987年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行
2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所（派遣）
2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長
2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長
2013年 4月 同行企業金融第6部長
2015年 2月 同行常勤監査役
2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
2020年 6月 株式会社日本政策投資銀行退行
2020年 6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長（現在に至る）



<重要な兼職の状況>

株式会社価値総合研究所代表取締役会長
住友林業株式会社社外取締役
株式会社みずほ銀行社外取締役監査等委員

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

栗原美津枝氏は、過去に株式会社日本政策投資銀行でファイナンス、M&A、財務等の業務に携わるほか、現在は株式会社価値総合研究所の経営に携わるなど、ファイナンス、M&A、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

8

かとう はる ひこ
加藤 治彦

(1952年7月21日生)

新任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所 有 す る
当社株式の数

0株

<略歴および地位>

1975年 4月 大蔵省（現財務省）入省
2007年 7月 財務省主税局長
2009年 7月 国税庁長官
2010年 7月 退官
2011年 6月 株式会社証券保管振替機構代表取締役社長
2013年 6月 トヨタ自動車株式会社社外取締役
2014年 3月 キヤノン株式会社社外取締役
2019年 6月 トヨタ自動車株式会社常勤監査役
2023年 6月 ニチコン株式会社社外取締役（現在に至る）
2024年 6月 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役監査等委員（現在に至る）



<重要な兼職の状況>

ニチコン株式会社社外取締役
朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役監査等委員

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

加藤治彦氏は、これまで財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任するほか、複数の企業の役員として企業経営に携わるなど、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

加藤治彦氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

-
- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 勝野哲氏は、一般社団法人中部経済連合会の次期会長に内定しており、2025年6月18日開催の同連合会の理事会における承認をもって、会長に就任する予定です。
- 3 鍋田和宏氏の取締役会への出席状況については、2024年度中、2024年6月26日就任後に開催した取締役会を対象に記載しております。
- 4 当社は、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、加藤治彦氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、勝野哲、林欣吾、鍋田和宏、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の補償契約を継続する予定であります。また、速水敏浩、加藤治彦の各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 7 事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」の「(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の経済産業大臣からのガス事業法にもとづく業務改善命令等の受領に係る件につきましては、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝の各氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。
- 8 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準については、20頁をご参照ください。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役澤柳友之氏が辞任いたしますので、あらためて監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正・透明性を確保するため、候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

おか とし ひこ
岡 俊 彦
(1963年11月11日生)

新任

所 有 す る
当社株式の数 2,522株

<略歴、地位および担当>

1986年 4月 当社入社
2021年 4月 中部電力パワーグリッド株式会社取締役 副社長執行役員
2023年 4月 当社執行役員 かいぜん推進室長 統括CKO
2025年 4月 当社監査特命役員（現在に至る）
(注)統括CKO：統括Chief Kaizen Officer



<監査等委員である取締役候補者とした理由>

岡俊彦氏は、これまで中部電力パワーグリッド株式会社副社長執行役員、当社かいぜん推進室長、監査特命役員などを歴任し、当社事業に精通していることから、取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

(注) 1 岡俊彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 当社は、岡俊彦氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する予定であります。

3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。岡俊彦氏の選任が承認可決された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

[参考]

当社は、取締役会の構成、規模について、取締役会における審議の充実、経営の迅速な意思決定、取締役に對する監督機能および中部電力グループ経営ビジョン2.0に掲げる、地球環境に配慮した良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けする「変わらぬ使命の完遂」と事業環境の変化に対応した新しいサービスをご提供する「新たな価値の創出」の達成や「脱炭素社会実現」への貢献など経営諸課題を総合的に勘案したうえで、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスを踏まえ決定しております。

氏 名	当社における地位	取締役に求める専門性および経験（注1）					
		企業経営	財務・会計	法務	リスク マネジメント	環境 (注2)	電力供給に 資する技術
かつ 野 さとる 勝 哲	代表取締役会長	●			●	●	●
はやし 林 きん 欣 吾	代表取締役社長 社長執行役員	●			●	●	
なべ 鍋 た か ず ひろ 田 和 宏	取締役 副社長執行役員				●	●	●
はや 速 み とし ひろ 水 敏 浩	代表取締役 専務執行役員		●				
はし 橋 もと たか ゆき 本 孝 之 独立	社外取締役	●			●		
しま 嶋 お 尾 ただし 正 独立	社外取締役	●			●		
くり 栗 はら み つ え 原 美津枝 独立	社外取締役	●	●			●	
か 加 どう はる ひこ 藤 治 彦 独立	社外取締役	●	●		●		
ふる 古 た しん じ 田 真 二	取締役 常任監査等委員（常勤）	●	●		●		
おか 岡 とし ひこ 俊 彦	取締役 監査等委員（常勤）				●	●	●
なか 中 がわ せい めい 川 清 明 独立	社外取締役 監査等委員			●	●		
むら 村 せ もも こ 瀬 桃 子 独立	社外取締役 監査等委員			●	●		
やま 山 がた みつ まさ 形 光 正 独立	社外取締役 監査等委員				●	●	

（注1） 各人の有する専門性および経験のうち主なものを最大4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

（注2） 環境政策に関する知識、環境負荷低減に資する技術等の専門性および経験を意味します。

（注3） ジェンダー・国際性などの多様性を意味します。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

当社はこれら各取締役の力を結集し、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営を深化させ、CSR（企業の社会的責任）を果たすことで、ステークホルダーのみなさまとともに、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

			●をつけた主な理由
DX・事業開発	マーケティング	グローバル・多様性 (注3)	
			・経営戦略本部長（リスク管理部署長）の経験 ・国の環境関連会議 委員 ・電源・流通計画，発電電の経験
	●		・当社リスクマネジメント会議 議長 ・当社ゼロエミッション推進会議 議長 ・販売カンパニー社長の経験
●			・経営戦略本部長（リスク管理部署長） ・業界団体の環境関連委員会 委員 ・電源・流通計画，発電電，技術開発の経験 ・CIO
			・経営管理部（経理部門）統括，CFO
●		●	・他社 経営者 ・IT企業 経営者の経験 ・海外における勤務経験（米国法人勤務）
	●	●	・他社 経営者の経験 ・他社 販売部長，経営企画部長の経験 ・海外における勤務経験（米国駐在）
		●	・他社 経営者 ・金融機関での経験 ・経済団体の環境関連委員会 委員長の経験， 国の環境関連部会 委員 ・海外における研究経験（米国派遣）
			・他社 経営者の経験 ・財務省での経験 ・他社 常勤監査役の経験
			・当社子会社 社長の経験 ・マネジメントサービス本部長（経理部門含む。）の経験 ・取締役監査等委員
			・監査特命役員 ・流通計画，配電の経験
		●	・弁護士（元検察官） ・取締役監査等委員 ・海外行政・捜査機関等との交流経験
		●	・弁護士 ・取締役監査等委員
			・取締役監査等委員 ・他社 水素関連部署長

独立

独立役員

【取締役13名のうち、男性11名、女性2名（女性比率：15%）】

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、公正・透明性を確保するため、当該候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なが とみ ふみ こ
永 富 史 子
(1952年11月28日生)

社外取締役候補者
独立役員候補者

所 有 す る
当社株式の数 7,100株

<略歴および地位>

- 1981年 4月 弁護士登録
蜂須賀法律事務所入所
- 1989年 3月 同所退所
- 1989年 4月 永富法律事務所開設（現在に至る）
- 2016年 6月 当社社外監査役

<重要な兼職の状況>

- 弁護士
- 日本特殊陶業株式会社社外取締役監査等委員

<補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

永富史子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづき、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外監査役および社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

永富史子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしております。



- (注) 1 永富史子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。補欠の監査等委員である取締役として永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、当社は同氏を当社が上場する各金融商品取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 6 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準については、20頁をご参照ください。

[参考] 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1～5に掲げる者
 - ②当社または当社子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定の件

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、その後、本制度の名称を株式報酬制度とするとともに、本制度の対象者への社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の追加等の諸般の改定についてご承認いただき、現在に至っております。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、在任中においても株主総会における議決権や剰余金の配当を受ける権利等、株主のみならず同様の権利を有することにより、株主のみならず近い目線を持ちながら当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、本制度について、下記1および2のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への株式の給付時期を退任後のみではなく在任中も可能となるように改定するとともに、在任中に給付する株式には譲渡制限を付すことについてご承認をお願いするものであります。これら以外の本制度の内容については、変更されることなく、従前ご承認いただいた内容を維持するものとし、改定後の本制度の詳細については、下記1および2ならびに従前ご承認いただいた内容の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、本議案および第6号議案による改定後の株式報酬制度の概要については、24頁をご参照ください。

本議案については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

また、本議案については、監査等委員会から、人事会議および指名・報酬等検討会議での協議のプロセス等を中心に検討を行った結果、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」について、ご承認いただいた内容と整合するよう変更を行う予定です。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第6号議案が原案どおり承認可決されることを条件として効力が発生するものといたします。

1 当社株式の給付時期の改定

当社においては、従前ご承認いただいた内容にもとづき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が退任し、当社が定める役員株式給付規程（以下「本規程」という。）に定める要件を満たした場合、当該取締役は、①役位に応じて定まる役位固定ポイントの累計および②業績に応じて変動する業績連動ポイントの累計を合算したポイント（注1）に応じた数の当社株式等（当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を意味する。以下同じ。）の給付を信託（当社の株式報酬制度にもとづき設定された信託を意味し、以下「本信託」という。）から受けることとしております。

今般、当社株式の給付時期を改定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が本規程に定める要件を満たした場合、当該取締役は、本規程にもとづき、原則として①毎事業年度ごとに、付与された役位固定ポイントの一定割合（なお、残りの役位固定ポイントを「残存役位固定ポイント」という。）に応じた当社株式の給付を本信託から受けるとともに、②対象期間（注2）ごとに、付与された業績連動ポイントの一定割合（なお、残りの業績連動ポイントを「残存業績連動ポイント」という。）に応じた当社株式の給付を本信託から受けることといたします。また、当該取締役は、下記2に定める本譲渡制限を解除する日に残存役位固定ポイントの累計および残存業績連動ポイントの累計を合算したポイントに応じた金銭の給付を受ける権利を取得し、その後、当該金銭の給付を本信託から受けることといたします。

なお、ポイントの付与または当社株式の給付を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）であっても、ポイントについてはポイントである間、株式については下記2に定める本譲渡制限を解除する日までの間、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった

場合は、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部の没収や給付済みの株式の一部または全部の無償取得を当社が行うことができることといたします。

(注1) 社外取締役には、①のみ付与することとしております。

(注2) 2023年3月期から2026年3月期までの4事業年度およびその後4事業年度ごとの期間。

2 在任中に給付される当社株式に係る譲渡制限

上記1の改定に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が在任中に当社株式の給付を受けることとなります。

この場合、当該取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結することといたします。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理します。

①譲渡制限の内容

当該取締役は、当社株式の給付を受けた日から退任後の本規程に定める日までの間、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることはできないこと（当該制限を「本譲渡制限」という。）

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合には、当社が当該株式の一部または全部を無償で取得すること

※本議案に係る改定に伴い、2025年3月末日で終了した事業年度までに關して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与されたポイントについても、上記1および2のとおり取り扱うことといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の改定の件

当社は、2024年6月26日開催の第100期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額とは別枠で監査等委員である取締役を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、現在に至っております。

本議案は、第5号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度と同様に、本制度について、下記1および2のとおり、監査等委員である取締役への株式の給付時期を退任後のみではなく在任中も可能となるように改定するとともに、在任中に給付する株式には譲渡制限を付すことについてご承認をお願いするものであります。これら以外の本制度の内容については、変更されることなく、従前ご承認いただいた内容を維持するものとし、改定後の本制度の詳細については、下記1および2ならびに従前ご承認いただいた内容の枠内で、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。なお、本議案および第5号議案による改定後の株式報酬制度の概要については、24頁をご参照ください。

本議案については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件として効力が発生するものといたします。

1 当社株式の給付時期の改定

当社においては、従前ご承認いただいた内容にもとづき、監査等委員である取締役が退任し、当社が定める役員株式給付規程（以下「本規程」という。）に定める要件を満たした場合、当該取締役は、役位に応じて定まる役位固定ポイントの累積に応じた数の当社株式等（当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を意味する。以下同じ。）の給付を信託（当社の株式報酬制度にもとづき設定された信託を意味し、以下「本信託」という。）から受けることとしております。

今般、当社株式の給付時期を改定し、監査等委員である取締役が本規程に定める要件を満たした場合、当該取締役は、本規程にもとづき、原則として毎事業年度ごとに、付与された役位固定ポイントの一定割合（なお、残りの役位固定ポイントを「残存役位固定ポイント」という。）に応じた当社株式の給付を本信託から受けることといたします。また、当該取締役は、下記2に定める本譲渡制限を解除する日に残存役位固定ポイントの累計に応じた金銭の給付を受ける権利を取得し、その後、当該金銭の給付を本信託から受けることといたします。

なお、ポイントの付与または当社株式の給付を受けた監査等委員である取締役であっても、ポイントについてはポイントである間、株式については下記2に定める本譲渡制限を解除する日までの間、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、監査等委員である取締役の協議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部の没収や給付済みの株式の一部または全部の無償取得を当社が行うことができることといたします。

2 在任中に給付される当社株式に係る譲渡制限

上記1の改定に伴い、監査等委員である取締役が在任中に当社株式の給付を受けることとなります。

この場合、当該取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結することといたします。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理します。

①譲渡制限の内容

当該取締役は、当社株式の給付を受けた日から退任後の本規程に定める日までの間、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることはできないこと（当該制限を「本譲渡制限」という。）

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合には、当社が当該株式の一部または全部を無償で取得すること

※本議案に係る改定に伴い、2025年3月末日で終了した事業年度までに関して、監査等委員である取締役に付与されたポイントについても、上記1および2のとおり取り扱うことといたします。

[参考] 第5号議案および第6号議案による改定後の株式報酬制度の概要

当社の株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（当社の株式報酬制度にもとづき設定された信託を意味し、以下「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（以下「本規程」という。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される制度です。

なお、取締役が在任中に給付を受ける当社株式については、退任後の本規程に定める日までの間、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることはできないものとします（当該制限を以下「本譲渡制限」という。）。

(1) 株式報酬制度の対象

取締役

(2) 信託金額（報酬の額）

当社は、対象期間（注1）ごとに、本信託による当社株式の取得の原資として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として9億円（うち社外取締役分として4,000万円）、監査等委員である取締役分として8,000万円を上限（注2）として本信託に追加拠出したします。

ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額（直前までの対象期間に係るポイント（注3）に相当する当社株式を除いた当社株式の帳簿価額をもって換算した額をいう。）および金銭ならびに追加拠出される金銭の合計額（注4）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分については9億円（うち社外取締役分として4,000万円）（注5）、監査等委員である取締役分については8,000万円（注5）を上限（注2）といたします。

（注1）2023年3月期から2026年3月期までの4事業年度およびその後4事業年度ごとの期間。

（注2）2023年3月期から開始している対象期間については、対象期間の途中で信託金額（報酬の額）の改定を行ったことなどから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として7億1,500万円（うち社外取締役分として2,000万円）、監査等委員である取締役分として4,000万円を上限としております。

（注3）本信託と一体で運用している他の制度（以下「他の制度」という。）にかかるポイントを含みます。

（注4）他の制度にもとづき追加拠出される金銭がある場合には、当該金銭を加えた額。

（注5）他の制度にもとづき追加拠出される金銭がある場合には、当該追加拠出に係る上限を加えた額。

(3) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

(4) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

事業年度ごとに、本規程にもとづき①役位に応じて定まる役位固定ポイントおよび②業績に応じて変動する業績連動ポイントを付与し、②については原則として対象期間終了後に対象期間の業績を踏まえ確定いたします。

なお、社外取締役には、事業年度ごとに①のみ付与いたします。

イ 監査等委員である取締役

事業年度ごとに、本規程にもとづき役位に応じて定まる役位固定ポイントを付与いたします。

上記ア、イともに、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイントは、当社普通株式1株に換算いたします（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には合理的な調整を行う。）。

(5) 取締役が給付される当社株式数の上限

対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については80万株（うち社外取締役分として4万株）、監査等委員である取締役については8万株（注）といたします。

（注）2023年3月期から開始している対象期間については、対象期間の途中で取締役に給付される当社株式数の上限の改定を行ったことなどから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として63万5,000株（うち社外取締役分として2万株）、監査等委員である取締役分として4万株となっております。

(6) 当社株式等の給付

取締役は、本規程に定める要件を満たした場合、本規程にもとづき、原則として①毎事業年度ごとに、付与された役位固定ポイントの一定割合（なお、残りの役位固定ポイントを「残存役位固定ポイント」という。）に応じた当社株式の給付を本信託から受けるとともに、②対象期間ごとに、付与された業績連動ポイントの一定割合（なお、残りの業績連動ポイントを「残存業績連動ポイント」という。）に応じた当社株式の給付を本信託から受けます。また、取締役は、本譲渡制限を解除する日に残存役位固定ポイントの累計および残存業績連動ポイントの累計を合算したポイントに応じた金銭の給付を受ける権利を取得し、その後、当該金銭の給付を本信託から受けます。

なお、ポイントの付与または当社株式の給付を受けた取締役であっても、ポイントについてはポイントである間、株式については本譲渡制限を解除する日までの間、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議にもとづき、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部の没収や給付済みの株式の一部または全部の無償取得を当社が行うことができることといたします。

(7) 在任中の取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理します。

①譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から退任後の本規程に定める日までの間、本譲渡制限を受けること

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合には、当社が当該株式の一部または全部を無償で取得すること

<株主（66名）からのご提案（第7号議案から第11号議案まで）>

第7号議案

定款一部変更の件（1）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 積極的情報公開と意見交換

第〇条 本会社は、コンプライアンス違反に対して、情報公開を積極的に行い、意見交換を行う。

◆提案の理由

当社は、電力販売を巡って関西電力とカルテルを結んだとして、公正取引委員会から275億円余の課徴金を命じられた。公正取引委員会に対しては処分取消を求める行政訴訟を提起している。また、取締役らの責任追及を求める株主からの訴訟請求を退け、さらに、株主代表訴訟となってからは取締役らの参加人となっている。

これらの訴訟の勝訴の見込みは全くない。訴訟費用が高額に上るだけでなく、当社の社会的信用を低下させるのは必至で、株主により大きな損害をもたらすことになる。

子会社であるシーテックが大垣警察署と「意見交換」を行った人権侵害行為は裁判で厳しく断罪されたが、シーテックにも当社取締役にも全く反省の色が見られない。

企業ガバナンスに大きな問題があると言わざるを得ない。この状態を改善するため、積極的な情報公開をし、あらゆるステークホルダーの疑問や批判に答えることにより信頼性の回復に努めるべきである。

○取締役会の意見

当社は、「中部電力グループコンプライアンス基本方針」において、「コンプライアンスなくして信頼なし 信頼なくして発展なし」を旨に、コンプライアンスに則って行動する企業風土を醸成し、社会からの高い信頼と支持を得る「良き企業市民」を目指すこととしております。

この基本方針のもと、中部電力グループ全体で、公正・誠実な企業活動、適正な情報管理・公開、健全な企業風土の確立等に向けた諸施策に取り組むとともに、情報共有や意見交換を行うことなどにより、グループガバナンスの向上に努めております。

コンプライアンス違反が疑われる事象が発生した場合には、コンプライアンス推進会議などにおいて、社外役員や弁護士等の外部の視点も取り入れて事実調査や原因究明を行うとともに、実効性のある対策を策定し、適宜公表しております。また、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーとのエンゲージメント（対話）を実施しております。引き続き、これらの対応を着実に実施していくことで、ステークホルダーのみなさまの期待に応えてまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 社会的責任の遂行

第〇条 本社は、社会的責任である地球温暖化対策を進めるため、実効性のある計画を策定する。そのために以下のことを行う。

- ① 大規模集中型で大容量のバックアップ電源を必要とする原子力発電事業から撤退する。
- ② CCUSやアンモニア混焼など、実用性が不確実な技術をあてにした火力発電の延命をしない。

◆提案の理由

当社の「ゼロエミチャレンジ2050」での電源構成は、CCUS火力と原子力、再エネ、水素、アンモニアと記載されているが、これでは脱炭素化は実現できない。

長期にわたる放射性廃棄物の管理や処分に費やすエネルギー量まで考慮すれば、脱炭素電源としての原子力の有効性は疑わしい。

さらに、原発は大規模発電設備であるため事故や地震などで停止の事態となればバックアップの電源が必要となるが、揚水発電は一時的なバックアップでしかなく、カバーできるのは火力発電、それも、余裕のある火力発電がなければ安定供給はできない。

一方、火力発電で発生したCO₂を分離回収し、これを利用したり、地層に貯留するCCUSは、コストや環境リスク等課題もあり、実用化の目途は立っていない。水素、アンモニアも同様である。実現性の乏しいチャレンジは、実効性のある対策を遅らせる。

地球温暖化対策は国際的な急務であり社会的責任を果たすべく再考すべきだ。

○取締役会の意見

当社は、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展などにより中長期的な電力需要の見通しが増加傾向に変化する中においても、「S（安全性の確保）＋3E（エネルギー安定供給・経済効率性・環境適合性）」が重要であると考えております。

脱炭素につきましては、引き続き、2050年までに事業全体のCO₂排出量ネット・ゼロに挑戦するゼロエミチャレンジ2050の達成に向けて取り組んでおります。この目標を達成するうえでは、エネルギーの安定供給を全うしつつ、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い再生可能エネルギーや原子力発電の最大限の活用などに加え、水素・アンモニアやCCUSなどの活用に向けた新技術の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、適切にトランジション（脱炭素化に向けた移行）を進めていくことが重要であると考えております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（3）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 南海トラフ巨大地震に対する危機管理対策

第〇条 本会社は、南海トラフ巨大地震・津波により、本会社所有の施設が他者に危害を及ぼすことのないよう万全の対策を講じなければならない。

② 万全の対策を講じることができない設備は使用しない。

◆提案の理由

当社は、浜岡原子力発電所の再稼働を前提として、昨年11月、防波壁の海拔28mまでの嵩上げ計画を発表した。費用も工期も3月時点で公表されていないが、これまでの構造を大きく改変する予定だ。すでに対策費用に4,000億円を費やし、14年間毎年約1,000億円の維持費もかけ続けている中での追加負担となる。これは基準津波が決まらないうちに拙速に建設を進めたツケである。

しかし、津波に加え地震の破壊力に耐えられるような構造物を建設するのは容易ではない。さらに、そこまでしても、原子力規制委員会が妥当とした基準津波やプラントの基準地震動は過小評価だと指摘する専門家もあり、現在裁判でも争われている。また、地元住民には不安や反対の声も根強い。

南海トラフ巨大地震で被害を拡大しない万全な対策とは、何より膨大な放射能を内包する原発を稼働しないこと、そして現存する使用済み核燃料を可能な限り安全な形で管理することである。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より、災害の教訓や国内外の先進事例などの知見も踏まえ、自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を着実に実施しております。今後も新規制基準への対応にとどまることなく、安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。また、使用済燃料についても、適切に貯蔵・管理してまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（4）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 他社原子力発電購入契約

（他社原発からの購入契約を見直し，原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約は破棄する）

第〇条 本会社は，原子力規制委員会の審査において不許可となった原子力発電所に関する契約を破棄し，資金面においても技術面においても支援は行わない。

第〇条 本会社は，他社原子力発電所に対して，購入した電気量に応じて料金を支払う。

◆提案の理由

11月13日，原子力規制委員会は，日本原電敦賀2号機の再稼働のための申請に不許可の決定を出した。

その理由は，敦賀2号の下に活動性の否定できない断層があるからだ。福島原発事故はもちろん，昨年正月の能登地震の被害をみても，直下に活断層のある原発は廃炉にすべきである。再稼働などありえない。

当社は，2011年から長期停止中の敦賀2号に対し，年間百億円単位の電気料金を支払い続け，その額は3,000億円余になると思われる。

不許可の決定が出た後も，日本原電は再度申請を出すといい，当社も「引き続き必要な支援を行う」としているが，再申請には多額のコストと時間がかかり，審査をクリアできる見込みもない。

自力で資金調達もできない日本原電に対し，電気料金や債務保証などでこれ以上支援を続けることは株主として認めることはできない。いま判断しなければ損失の拡大は必至である。

敦賀2号に関する日本原電との契約は破棄すべきである。

○取締役会の意見

日本原子力発電株式会社の敦賀発電所2号機については，設備を安全に維持・保全するために必要な費用を負担しております。

また，同社は，わが国にとって重要な原子力事業を営む会社であり，その経営安定化を図る観点から，同社に対して債務保証を実施しております。

したがって，**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（5）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 使用済み核燃料

第〇条 本会社は、原子力発電所から排出された使用済み核燃料の再処理を行わない。

② 現存する使用済み核燃料とすでに抽出したプルトニウムは、安全な形で適切に管理する。

第〇条 容量を倍増することになった乾式貯蔵施設は、すでに発生した使用済み核燃料の安全な管理のためのみに使用することとする。

◆提案の理由

六ヶ所再処理工場の竣工時期の延期は27回に及び、その31年の間に既に建設費だけで当初見積もりの4.5倍の3.4兆円、核燃料サイクルの他施設を含めた総事業費は17.5兆円にまで膨らんでいる。

再処理すれば核燃料をくり返し再利用できるかのように宣伝されているが、高速増殖炉がなければせいぜいプルサーマルで1回使えるだけだ。再々処理してもプルトニウムの高次化で何ら使うメリットはない。

MOX燃料は、輸入でもウラン燃料の5～13倍、国産では20～50倍の価格にもなり、コストが嵩むだけである。

英国は2月、民生用プルトニウム100 t余を廃棄処分する方針を発表した。不良債権化したプルトニウムは、もはや使用済み核燃料から取り出す意味がないうえ、その工程で夥しい放射能を環境に撒き散らし、周辺住民の健康被害を引き起こしている。六ヶ所村でも既に試験段階で環境汚染が観測されており、再処理は進めるべきではない。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。さらに、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルを確立することが重要と考えております。

使用済みMOX燃料を含むすべての使用済み燃料の再処理については、再処理等拠出金制度のもと、使用済み燃料再処理・廃炉推進機構が資金を安定的に確保し、適切かつ効率的に原子燃料サイクル事業を実施していくこととしております。

使用済み燃料を再処理して回収したプルトニウムについては、2018年7月に原子力委員会が決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」にもとづき、MOX燃料に加工することで適切に消費してまいります。

新規制基準適合性確認審査を受けている使用済み燃料乾式貯蔵施設については、使用済み燃料を再処理するまでの間、適切に貯蔵・管理するために使用してまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

<株主（2名）からのご提案（第12号議案および第13号議案）>

第12号議案 **定款一部変更の件（1）**

◆提案の内容

以下の条項を、本会社の定款に追加的に規定する。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の財務リスク監査の開示）

第〇条 本会社は、不正行為や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、向上に取締役の職務執行の妥当性を監査する監査等委員会の職責を踏まえ、本会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

1 本会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための本会社の戦略、方針及びプロセスの妥当性に関する監査等委員会の評価（リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて本会社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。）、並びにその評価の根拠

2 本会社が特定した重要課題に関連する本会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、また、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

◆提案の理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国内不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク（気候関連財務リスク等）に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば2023年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め全株主の利益に資するものである。

○取締役会の意見

当社は、2019年5月の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同以降、TCFD提言に沿った開示を進めており、1.5℃シナリオを含む複数のシナリオにおいて、気候変動リスク・機会がもたらす影響を評価し、当該影響評価にもとづく取り組みや年間財務影響額を中部電力グループレポートや有価証券報告書に掲載するなど、定量的開示の充実を図っております。

気候変動その他の経営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理部署が会社全体の観点で統合的に管理し、リスクマネジメント会議において対応方針を審議しております。取締役会は、これらを踏まえ、脱炭素社会実現への取り組みをはじめとする経営の重要事項について、審議・決定しております。

監査等委員会は、監査等委員による取締役会その他の重要な会議への出席、職務執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧などを通じて、公正・客観的な視点で、リスクの把握・適切な評価をしたうえで、取締役の職務の執行を監査しており、監査報告も法令にもとづき適正に作成されております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

以下の章を新設し、本会社の定款に追加的に規定する。

第〇章 気候変動関連リスク管理

（パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示）

第〇条 本会社の「ゼロエミチャレンジ2050」宣言、パリ協定（1.5度目標の追求）へのコミットメント、気候変動による物理的リスクに伴う経済的コスト、及び本会社の事業計画を踏まえ、本会社は以下の事項について定量的評価を開示する。

- ① 1.5度の温暖化シナリオの下で、本会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある移行リスクに起因する財務的影響（潜在的な資産減損を含む。）の見通し
- ② 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が提示する「現行政策シナリオ（Current Policies Scenario）」等、気候科学に基づく、パリ協定気温目標をオーバーシュートするその他のシナリオを前提に、本会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある物理的リスクに起因する財務的影響（潜在的な資産減損を含む。）の見通し
- ③ 上記①及び②のリスクに起因する財務的影響の見通しが、将来における資本支出の評価及び意思決定プロセスに及ぼす影響の度合い

当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、また、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

◆提案の理由

本提案は、1.5度上昇シナリオ及びオーバーシュートシナリオ下での資本支出計画等、複数の気候シナリオ下で予測される財務的影響の開示を求めるものである。

当社は、JERAによる化石燃料事業の拡大や信頼度の低い脱炭素戦略により、重大な気候関連リスクに加え、パリ協定目標達成に向けた政策・市場変化に起因する資産減損等の移行リスクにも晒されているが、当社はこれらの財務的影響に係る評価を開示していない。

気候科学によれば、1.5度の温暖化シナリオが気候関連の財務リスクが最も低く、2.3度まで上昇した場合、その物理的影響による日本経済の損失は2050年までに約952兆円に達すると試算されている。

本提案が求める開示は、気候変動が当社の財務安定性と将来収益性にどのような影響を及ぼすかについての投資家の十分な理解を促進し、透明性の向上により、株主との建設的な対話が促され、中長期的な企業価値の向上に資するものである。

○取締役会の意見

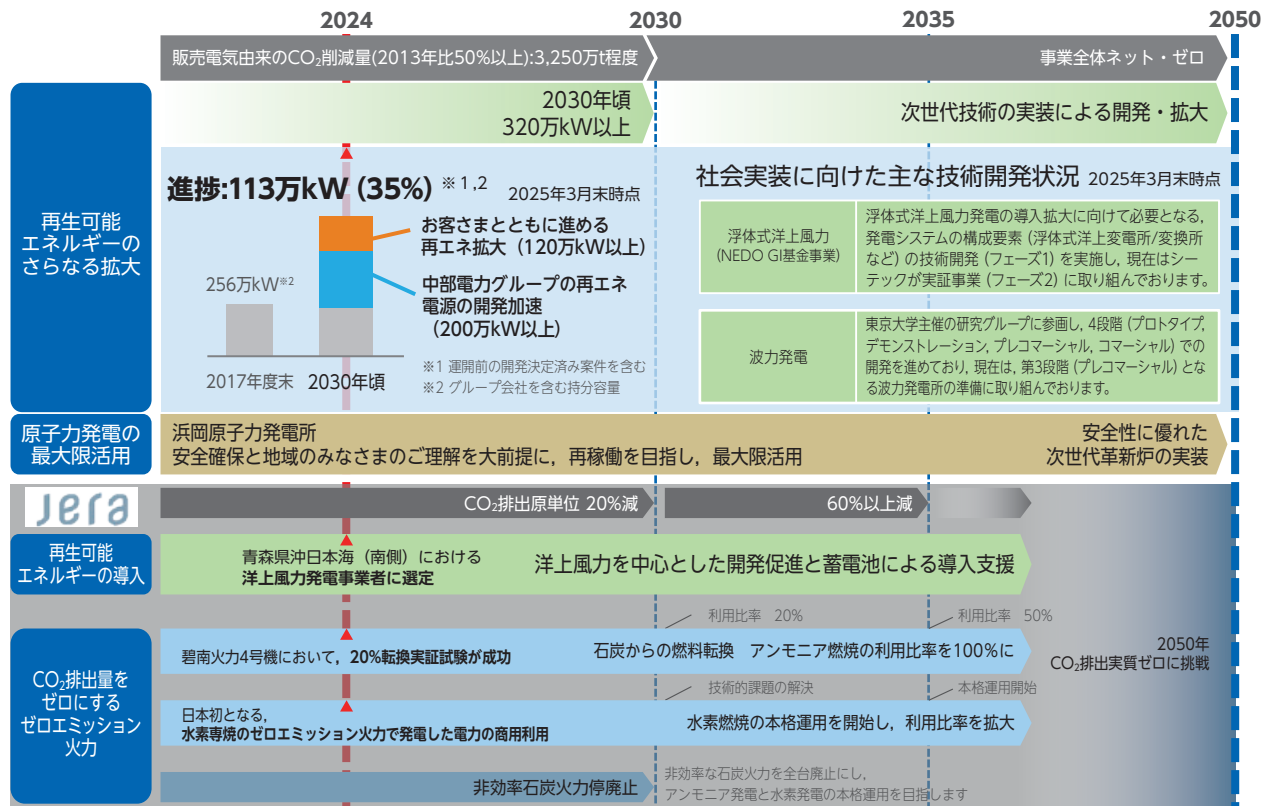
中部電力グループは、2050年までに事業全体のCO₂排出量ネット・ゼロに挑戦する「ゼロエミチャレンジ2050」の達成に向けて取り組んでおります。この目標を達成するうえでは、エネルギーの安定供給を全うしつつ、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い再生可能エネルギーや原子力発電の最大限の活用などに加え、水素・アンモニアやCCUSなどの活用に向けた新技術の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、適切にトランジション（脱炭素化に向けた移行）を進めていくことが重要であると考えております。

また、当社は、2019年5月の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同以降、TCFD提言に沿った開示を進めており、1.5℃シナリオを含む複数のシナリオにおいて、気候変動リスク・機会がもたらす影響を評価し、当該影響評価にもとづく取り組みや年間財務影響額を中部電力グループレポートや有価証券報告書に掲載するなど、定量的開示の充実を図っております。今後もみなさまのご意見を踏まえ、開示内容の一層の充実に努めてまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

ご参考 脱炭素社会実現に向けて

中部電力グループは、脱炭素社会の実現に向け、経営ビジョン2.0、ゼロエミチャレンジ2050およびJERAゼロエミッション2050を策定し、再生可能エネルギーの拡大や、水素・アンモニアサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求などに取り組んでおります。



主な施策のCO₂削減規模

単位: 万t-CO₂/年

再エネの拡大

太陽光: 約 40万t
風力: 約100万t
(100万kWあたり)

原子力発電所の稼働

約 240万t
(100万kWあたり)

非効率石炭火力の退出

非効率石炭火力をLNG火力に代替した場合

約 340万t
(100万kWあたり)

LCF(低炭素燃料)火力化の進展

石炭火力へのアンモニア転換
10%あたり

約 50万t
(100万kWあたり)

開示における取組状況（TCFD等）

取締役会においては、気候変動に関する事業リスクと事業機会について、取締役会メンバーで定期的に議論・意見交換を実施し、その内容を脱炭素化に向けた取り組みのロードマップなどを通じて経営計画に反映しております。また、JERAによる化石燃料事業等に関する潜在的財務影響については、JERAの統合報告書などにて開示しております。

取締役会・ゼロエミッション推進会議での気候変動に係る主な議論内容／回数（2024年6月～2025年5月）

取締役会：7回 （取締役意見交換会含） （注）定期的に全取締役の間で意見交換会を実施	（主な議論内容） ●脱炭素に係る開示の在り方 ●脱炭素に向けた事業ポートフォリオの在り方 ●2050年に向けた脱炭素戦略への対応 など
ゼロエミッション推進会議：2回	●排出量取引制度（GX-ETS） ●グループ大での中長期目標設定 ●CO ₂ 削減貢献量 ●再生可能エネルギーの開発・拡大の動向 など

当社は2019年にTCFDに賛同を表明し、以降、適宜、開示を進めてきております。

2024年度は、8月に発行した「中部電力グループレポート2024」にて、販売電力由来CO₂排出量の目標達成へ向けた取り組みの記載拡充を図ったほか、TCFDとあわせて新たにTNFD提言にもとづく開示を実施するなど、開示を充実いたしました。

2025年度は、今後の取り組みやこれまでの成果をより具体的にお伝えできるよう、グループレポートなどにて、2030年の販売電力由来CO₂排出量の目標達成へ向けた具体的な取り組み、CO₂削減貢献量などを新たに開示するとともに、気候変動に係るリスクに対する主要事業の財務的影響などの内容の充実を図っていく予定です。また、2050年に向けたサプライチェーン排出量削減に関する中間目標設定（2030年、2040年）なども、実施してまいります。

	2024年度に開示した内容	2025年度に開示予定の内容
追加・充実開示事項	●発行済グリーンボンドの環境改善効果（効果総括） ●GXリーグ目標の進捗状況 ●2030年販売電力由来CO ₂ 排出量の目標達成へ向けた取り組み内容（拡充） ●CO ₂ 排出量ネット・ゼロ達成に向けたロードマップ（拡充） ●TNFD提言にもとづく開示（TCFDとの一部統合）	●CO ₂ 削減貢献量の実績（社会全体の排出削減への貢献） ●GX率先実行宣言（低炭素な製品などを積極的に採用） ●気候変動に係るリスクに対する主要事業の財務的影響（拡充） ●2030年の販売電力由来CO ₂ 排出量の目標達成へ向けた具体的な取り組み（拡充） ●2050年に向けたサプライチェーン排出量削減に関する中間目標設定（2030年、2040年）

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業報告の内容を分かりやすくお伝えするため、当社ホームページ上で、映像とナレーションによるビデオ映像を公開いたしておりますので、以下をご参照ください。

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/

2024年度のわが国経済は、一部に弱めの動きもみられましたが、雇用・所得環境の改善などもあり、緩やかな景気回復が継続しました。一方で、海外景気の減速などによる景気の下振れが懸念されております。

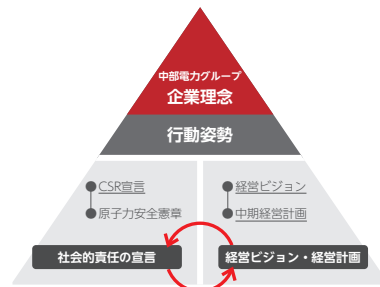
燃料価格につきましては、足元では低位に推移しておりますが、地政学リスクをはじめとする国際的な政治情勢の変化などにより、ボラティリティ（変動性）・不確実性が高い状態が継続しております。また、物価・労務単価・金利の上昇などにより投資環境の不透明性が増しております。さらに、再生可能エネルギーの大量導入による電気の流れの複雑化などにより、適切な電力品質の維持が難しくなっております。

中長期的には、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展などにより電力需要の見通しは増加傾向に変化しており、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素を同時実現するべく「GX2040ビジョン」や「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。また、電力システム改革の検証結果が取りまとめられ、安定供給確保や脱炭素化に必要な投資を確保していく仕組みを整備するとの方向性が示されております。

当社は、このような事業環境の変化に対応し、ステークホルダーのみなさまとともに持続的な成長を実現するため、2025年4月に企業理念を改定いたしました。新たな企業理念のもと、経営ビジョン2.0の達成に向けグループ一体となって、電力の安定供給確保、分散・循環型システムが併用された安全で安心な脱炭素社会の実現、事業構造の変革を通じた新たな収益源の獲得・拡大、電化等による需要創出に取り組んでおります。

新たな企業理念につきましては、以下をご参照ください。

https://www.chuden.co.jp/corporate/cor_policy/



2024年度の電力供給につきましては、必要な電力を調達・確保するとともに、水力発電所の安定的な運用やJERAによる継続的な燃料確保に向けた取り組み、送変電設備や周波数変換所等の運転・保守の確実な実施などにより、年度を通じて安定的に電力を供給することができました。

浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めております。

3・4号機については、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査を受けており、2023年9月の基準地震動に続き、2024年10月に基準津波が「おおむね妥当」と評価されました。12月からはプラント関係の審査が行われており、着実に前進しております。引き続き、適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、審査対応などにより必要となった追加の設備対策についても、可能な限り早期に実施してまいります。

また、現場対応力の強化に向けた教育・訓練の充実や防災体制の整備を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を強化しております。

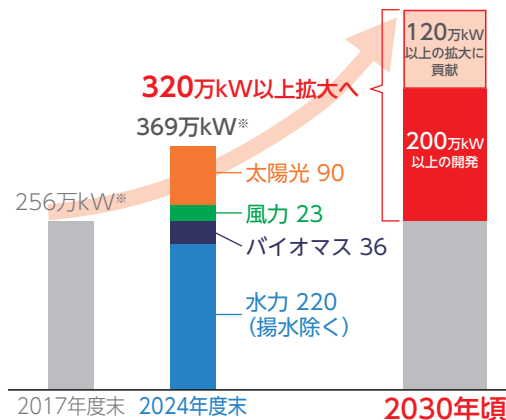
加えて、経営層が原子力安全のリスク評価・対応策を審議する枠組みを構築し、ガバナンスやリスクマネジメントの強化を図っております。また、社外有識者の知見を安全性向上に活用するため、アドバイザリーボードを設置し、経営的観点および現場における技術的観点から、それぞれアドバイスをいただいております。

これらの取り組みを通じて、浜岡原子力発電所の再稼働への歩みを確実に進めてまいります。

再生可能エネルギーの拡大につきましては、グループ一体となって、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた320万kW（80億kWh）以上」を目指して取り組んでおり、2024年度末時点における進捗は、目標の320万kWに対して約113万kW（約35%）となっております。



浜岡原子力発電所

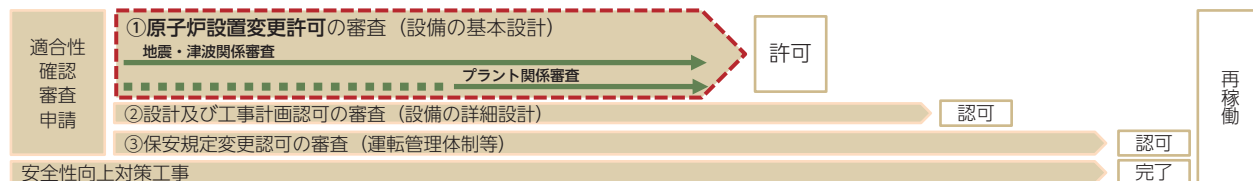


※ グループ会社を含む容量（開発決定後）

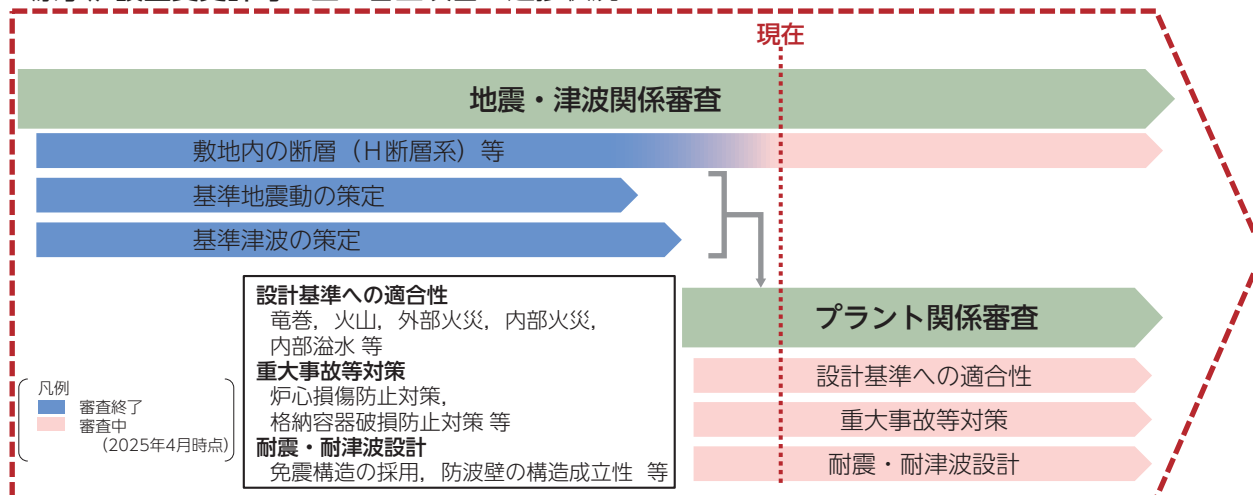
ご参考 新規制基準適合性確認審査への対応

福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、原子力規制委員会が設置され新規制基準が施行されました（2013年7月）。新規制基準への適合性確認審査は、下図①，②，③があり、事業者からの申請後、原子力規制委員会が段階的に実施します。地震・津波関係の審査で基準地震動・基準津波（安全上重要な施設の耐震・耐津波安全性を確保するうえでの基準となるもの）が確定したため、2024年12月からは、地震や津波などの審査結果を踏まえた、プラント関係の審査が行われております。

●審査の流れ



原子炉設置変更許可の主な審査項目と進捗状況



審査会合開催状況につきましては、以下をご参照ください。

<https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/anzen/shinkisei/shinsajokyo/>

2024年度の当社連結収支の状況につきましては、連結売上高（営業収益）は、燃料費調整額（燃調収入）等の減少はあったものの、販売電力量の増加などから、前年度と比べ1.6%増加し3兆6,692億円となりました。

連結経常損益は、燃料価格等の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれについて差益が減少したことや、中部電力ミライズにおける電源調達ポートフォリオの組み替えによる費用削減効果等の減少、中部電力パワーグリッドにおける需給バランス調整などを適切に実施するための調整力確保費用の増加などから、前年度と比べ2,328億円減少し2,764億円の利益となりました。

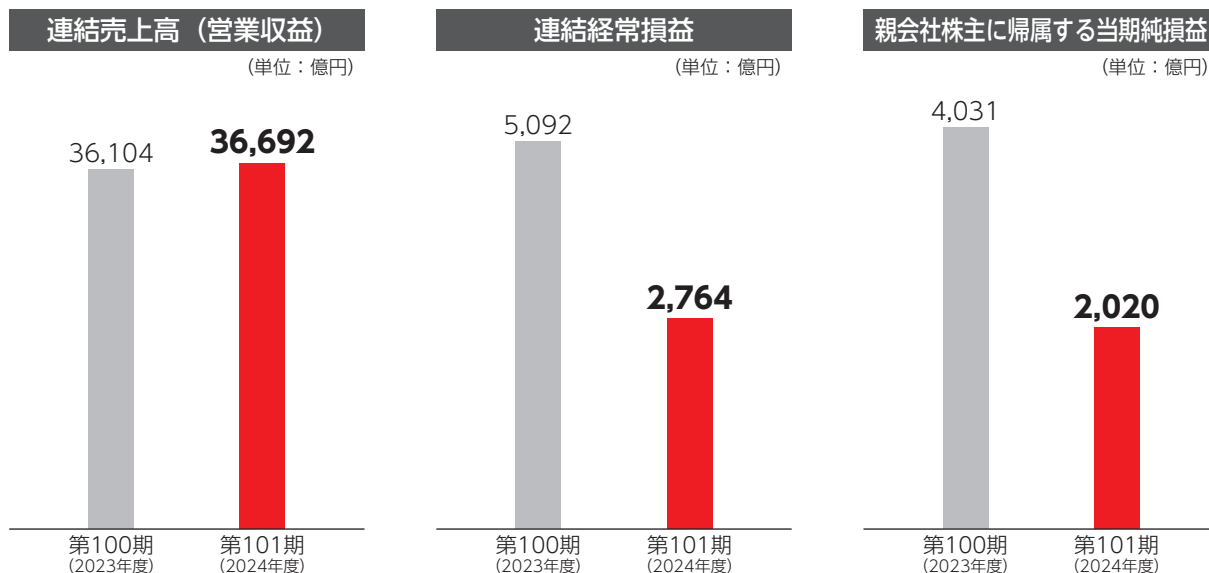
なお、期ずれを除いた連結経常損益は、2,640億円程度の利益と、前年度と比べ1,070億円程度の減益となりました。

また、子会社などにおける有価証券評価損64億円を特別損失に計上しました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、前年度と比べ2,010億円減少し2,020億円の利益となりました。

2024年度の収支状況や業績の詳細につきましては、以下をご参照ください。

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_siryo/kessan/



各セグメント別の業績（内部取引消去前）につきましては、次（39頁から41頁）のとおりであります。

ミライズ

(中部電力ミライズ株式会社およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

電力・ガスの販売と各種サービスの提供

【業績】

2024年度の中部電力ミライズの販売電力量は、中部エリア内外における契約獲得および気温影響による空調設備の稼働増などから、前年度と比べ3.9%増加し1,079億kWhとなりました。

中部電力ミライズおよびその子会社、関連会社の合計の販売電力量は、中部エリア外を中心とした契約獲得などから、前年度と比べ5.5%増加し1,173億kWhとなりました。

売上高につきましては、燃調収入等の減少はあったものの、販売電力量の増加などから、前年度と比べ2.5%増加し2兆9,622億円となりました。

経常損益は、電源調達ポートフォリオの組み替えによる費用削減効果等が減少したことなどから、前年度と比べ867億円減少し1,170億円の利益となりました。

【2024年度の取り組み】

電気・ガスなどのお届けを通じて築いてきたお客さまとのつながりをともに、お客さまの暮らしを豊かにするサービスや、ビジネス上の課題解決を実現するサービスを提供し、新たな価値をお届けしております。

ご家庭のエネルギー最適化を提案し、快適で安心な生活の実現を支援するために「中部電力ミライズショップ」を2024年4月にオープンし、12月には、お客さま一人ひとりに便利でお得な毎日をお届けするためにご家庭向け銀行サービス「カテエネBANK」の提供を開始しました。

脱炭素の実現に向けては、CO₂フリー電気をお届けする「ミライズGreenでんき」、電気を効率的にご利用いただくためのデマンドレスポンスサービス「NACHARGE」などを提供しております。また、EV充電事業を拡大するため、新たに「ミライズエネチェンジ株式会社」を設立いたしました。

経営環境は依然として不透明な状況が継続しているものの、燃料価格が安定的に推移していることや、中部電力グループ全体で取り組んでいる経営努力などを踏まえ、2023年度に引き続き、電気料金などの負担軽減策を実施いたしました。具体的には、特別高圧・高圧とご家庭を中心とした低圧のお客さまの電気料金の割引に加え、ライフステージの変化を迎えたお客さまの暮らしを支えるためのキャンペーンなどを行いました。2025年度においても、電気料金などの負担軽減策を実施するとともに、お客さまのニーズに応じた魅力的なサービスの開発・提供に努めてまいります。

「カテエネBANK」は、住信SBIネット銀行のBaaS（Banking as a Service）を活用した、中部電力ミライズの銀行サービスです。口座開設いただき、電気・ガス料金の口座振替などを設定いただくと、カテエネポイントが貯まるお得なサービスです。

※中部電力ミライズは住信SBIネット銀行を所属銀行とする銀行代理業者です。

※「BaaS」とは、事業会社などが、銀行のシステムに接続することで、金融サービスを自社サービスの一部として提供できるようにする仕組みです。

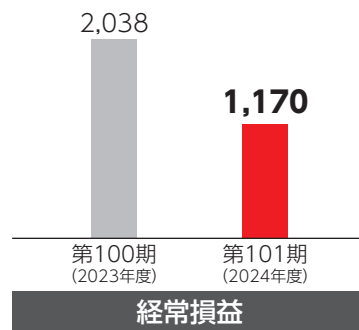
※ポイント還元条件・還元率・算定方法の詳細は、HPをご確認ください。

<https://katene.chuden.jp/clubkatene/p/lp/katenebank/>

カテエネ
BANK



(単位：億円)



パワーグリッド

(中部電力パワーグリッド株式会社およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

電力ネットワークサービスの提供

【業績】

2024年度の中部エリアの需要電力量は、気温影響による空調設備の稼働増などから、前年度と比べ1.5%増加し、1,245億kWhとなりました。

売上高につきましては、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく購入電力の卸電力取引市場への販売単価の上昇などから、前年度と比べ6.3%増加し9,632億円となりました。

経常損益は、需要電力量の増加に伴う託送収益の増加はあったものの、需給バランス調整などを適切に実施するための調整力確保費用の増加などから、前年度と比べ480億円減少し475億円の利益となりました。

【2024年度の取り組み】

再生可能エネルギーの導入拡大や設備の高経年化が進む中において、日々の設備保守を確実に行うとともに、他の一般送配電事業者等との連携も含めた系統運用・需給調整により、中部エリアの安定供給に加え、全国の安定供給にも寄与してまいりました。

また、中部エリアにおける電力需給の中長期的な見通しが大きく変化する中においても、将来にわたり電力の安定供給と脱炭素を両立していくため、電力系統の次世代化に向けた取り組みを実施しております。具体的には、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備の増強を進めるとともに、人口減少や省エネ等に起因する電力需要の減少や分散型電源の導入拡大といった地域ごとの実情に応じ、設備形成の最適化を進めております。

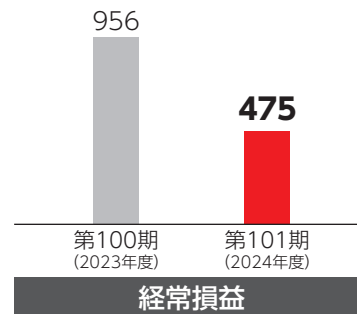
さらに、GXやDXの進展等による電力需要増加に早期に対応するために、「中部地方のウェルカムゾーンマップ」を公開いたしました。これを、特別高圧供給をご希望されるお客さまや、自治体等とのコミュニケーションツールとして活用するなど、より良い連系サービスの提供に努め、中部エリアの経済成長に貢献してまいります。

中部地方のウェルカムゾーンマップ：

<https://powergrid.chuden.co.jp/youchi/>



(単位：億円)



Jera

(株式会社 J E R A およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売

【J E R A による当社業績への影響】

J E R A による当社連結経常損益への影響は、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれについて差益が減少したことなどから、前年度と比べ1,115億円減少し673億円の利益となりました。なお、期ずれを除いた J E R A による連結経常損益への影響は470億円程度の利益となりました。

(注1) J E R A は持分法適用関連会社のため、J E R A の売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。

【2024年度の取り組み】

燃料上流・調達から発電、電力・ガス販売にいたるバリューチェーンの最適運用、効率的運営に努めつつ、安定的な燃料調達などエネルギーの安定供給確保における重要な役割も担っております。

燃料制約や需給ひっ迫の回避に向けては、最新鋭の火力発電設備へのリプレイス、火力発電所における補修点検時期の調整やボイラ等重要設備の重点巡視等を通じ、安定的な供給力の確保に取り組むとともに、需給変化を迅速に捉え、J E R A の子会社である J E R A Global Markets を通じた機動的な調達や、認定供給確保事業者としての戦略的余剰 L N G の確保など、安定的な燃料供給に努めております。

また、エネルギーの安定供給を確保しながら、2050年時点で国内外の事業から排出される C O₂ を実質ゼロとする J E R A ゼロエミッション2050に向けた取り組みを進めております。

まずは発電時に C O₂ を排出しない燃料であるアンモニア転換の技術確立と商用運転開始を目指し、碧南火力発電所4号機において、アンモニア20%転換の実証試験を実施いたしました。引き続き、燃料アンモニアの製造や調達、輸送に向けた協業の検討を進めるなどサプライチェーン構築にも取り組んでまいります。

また、再生可能エネルギーの拡大に向けて、J E R A Ne x を発足させるとともに、英国の b p との間で、J E R A Ne x b p を設立して両社の洋上風力発電事業を統合することに基本合意いたしました。

(注2) J E R A ゼロエミッション2050は、脱炭素技術の着実な進展と経済合理性、政策との整合性を前提としております。

J E R A は、引き続き、自ら脱炭素技術の開発を進め、経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。



J E R A ゼロエミッション2050の詳細やその達成に向けた取り組みにつきましては、以下をご参照ください。

<https://www.jera.co.jp/corporate/about/zeroemission>

(2) 対処すべき課題

中部電力グループは、経営ビジョン2.0において、2030年度連結経常利益の2,500億円以上への拡大とバランスの取れた事業ポートフォリオの構築を掲げており、利益成長を積極的に追求することを目指しております。2025年度は、その実現に向けて策定した中期経営計画の最終年度であり、引き続き、国内エネルギー事業において安定的な利益の確保に取り組むとともに、新成長領域やグローバル事業において収益の拡大などに努め、「連結経常利益2,000億円以上、ROIC3.2%以上」の達成を目指してまいります。

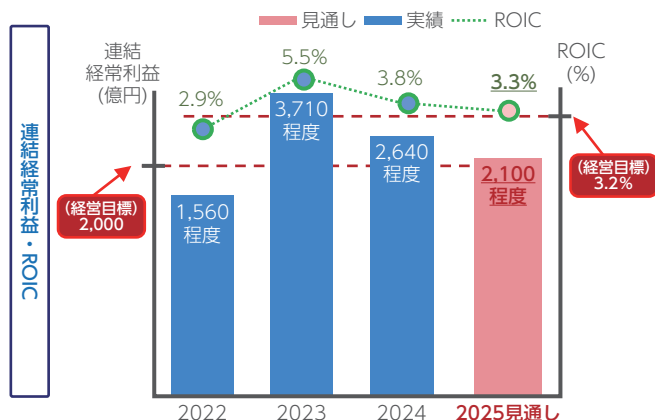
また、将来にわたり選ばれ続ける企業であるために、お客さまのご期待に応えるサービスの提供や利益成長を踏まえた株主還元などに努めるとともに、資本効率の向上や情報開示の充実などを通じて企業価値を高めてまいります。さらに、事業環境の変化に応じ、経営資源を戦略的に投入するなど、柔軟に対応し、ステークホルダーのみなさまとともに、中長期的な社会の持続的な発展に貢献してまいります。

経営ビジョン2.0および中期経営計画の詳細やその進捗状況につきましては、以下をご参照ください。

経営ビジョン：https://www.chuden.co.jp/corporate/cor_policy/bus_vision/

中期経営計画：https://www.chuden.co.jp/corporate/cor_policy/management/

中期経営目標達成に向けた進捗状況



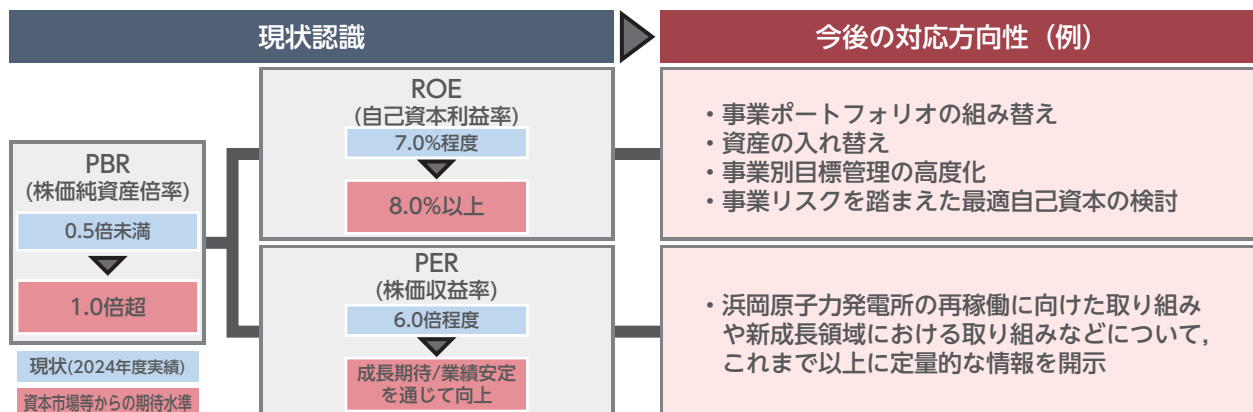
※経常利益、ROIC、ROEは期ずれ影響除き

中期経営目標等の財務指標の推移

		2022	2025見通し
成長性	連結経常利益	1,560億円	達成見込み 2,100億円
	営業CF	1.2兆円程度	達成見込み
	戦略的投資額	4,600億円程度	達成見込み
効率性	ROIC	2.9%	達成見込み 3.3%
	ROE	6.3%	(目安7%) 6%程度
安定性	自己資本比率	31.9%	達成見込み 39%程度

PBR向上に向けた取り組み

当社は、PBR向上を重要な経営課題と考えており、東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請も踏まえ、PBR向上に向けた取り組みを進めております。



なお、これらの取り組みについては、次期中期経営計画において具体的に取りまとめ、公表させていただきます。

「GX2040ビジョン」および「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定され、電力システム改革の検証などが行われております。また、脱炭素化に伴うエネルギー需給構造の転換によりGXやDXが進展しており、中長期的な電力需要の見通しも増加傾向に変化しております。

このような中、中部電力グループは、「S（安全性の確保）+3E（エネルギー安定供給・経済効率性・環境適合性）」の実現に向けた設備形成などを加速するとともに、これに資するエネルギー政策や電気事業制度に関する提言を行ってまいります。

【S+3Eの実現に向けた取り組み】

中部電力グループは、特定の電源に依存せず、多様かつバランスの取れた電源構成が重要であるとの考えにもとづき、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い再生可能エネルギーや原子力発電の最大限の活用などに取り組むとともに、供給力・調整力として重要な役割を担う火力発電の活用継続とその着実な脱炭素化を推進してまいります。

再生可能エネルギーの拡大については、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた320万kW（80億kWh）以上」を目指し、投資環境を見極めながら開発に取り組むとともに、グループ会社による太陽光発電設備の保守・施工などを進めてまいります。

浜岡原子力発電所については、今後も、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提に早期の再稼働に向けて取り組んでまいります。

また、電力需要の趨勢に応じて安定供給に必要な火力発電の維持等や燃料の確保に加え、JERAゼロエミッション2050のもと、非効率石炭火力の停廃止や水素・アンモニアのサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求などに取り組んでまいります。

さらに、系統の次世代化や経済合理的な設備形成を進めるとともに、電力需給の大きな転換を踏まえ、ウェルカムゾーンの公表を通じた大型需要の適地誘導等により良い連系サービスの提供に取り組んでまいります。加えて、太陽光発電をはじめとした自然変動電源の予測精度向上、他の一般送配電事業者と連携した広域的な需給運用の拡大などにより、中部エリアを中心に全国の安定供給の維持に寄与してまいります。



東京中部間（50・60Hz地域間）を
連系する飛驒変換所（容量90万kW）



鉄塔の建替工事の様子

【浜岡原子力発電所の再稼働に向けた取り組み】

浜岡原子力発電所については、「福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさない」という固い決意のもと、安全性向上対策を進めております。

3・4号機については、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査の審査会合において、基準地震動に引き続き基準津波も「おおむね妥当」と評価され、これらにもとづくプラント関係の審査に進んでおります。

今後も、新規制基準への適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提に浜岡原子力発電所の早期の再稼働に向けて取り組んでまいります。



発電所見学会
(防波壁を説明している様子)



菊川市放射線防護施設稼働訓練
(福祉車両を用いて訓練している様子)



地域のイベントへの出展
(地域イベントでPRしている様子)



能登半島地震を踏まえた代替取水訓練
(取水槽へ取水管を投入している様子)

【地域課題解決に向けた取り組み】

中部電力グループは、エネルギー事業とさまざまなサービスを掛け合わせた新たなサービスをお届けすることで、新たな価値の創出を目指しております。

不動産事業については、2025年4月に不動産事業本部を設置し、日本エスコンおよび中電不動産とともに、グループの強みを活かしたまちづくりを推進してまいります。

また、資源循環・上下水道・森林などの地域インフラ事業については、さまざまなパートナーのみなさまと連携して、地域のみなさまの安全・安心・利便性向上につながる取り組みを推進してまいります。

今後も、これらの取り組みを通じて、地域課題の解決に貢献してまいります。



名古屋市瑞穂区でのまちづくりの開発（中電不動産）



当社と中部電力ミライズは、株式会社ECOMMITと連携し、衣類などの不要品をリユース・リサイクルする資源循環サービス「PASSTO（パスト）」の取り組みを進めてまいります。

中部電力グループは、脱炭素社会の実現、社会課題の解決、大規模災害時における事業継続やサイバーセキュリティの高度化など、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を踏まえた事業経営を深化させることで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、コンプライアンス経営を徹底するとともに、企業の社会的責任（CSR）を果たすことで、ステークホルダーのみなさまとともに、社会の持続的な発展（サステナビリティ）に貢献してまいります。

中部電力グループのCSR・サステナビリティの取り組みにつきましては、以下をご参照ください。

<https://www.chuden.co.jp/csr/>

(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
ミ ラ イ ズ	310億円
パ ワー グ リ ッ ド	1,657億円
そ の 他	829億円
内 部 取 引 消 去	△73億円
合 計	2,723億円

建設中の主要設備
〔パワーグリッド〕

区 分	名 称	容 量
新 設	北四日市変電所	135万kVA
新 設	下伊那変電所	60万kVA
増 設	東栄変電所	220万kVA ※このうち150万kVA2024年度完成済
増 設	静岡変電所	100万kVA
増 設	東清水変電所 周波数変換装置	60万kW

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行額 764億円
償還額 1,600億円

③ コマーシャル・ペーパー

発行額 —
償還額 —

② 借入金

借入額 6,676億円
(うち子会社の借入額3,053億円)
返済額 5,541億円
(うち子会社の返済額2,570億円)

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、株式会社トーエネックの株式を一部売却し、2024年7月16日付で、同社は、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 98 期 2021年度	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度	第 101 期 2024年度
売 上 高 (営 業 収 益)	27,051億円	39,866億円	36,104億円	36,692億円
経常利益または経常損失 (△)	△593億円	651億円	5,092億円	2,764億円
親会社株主に帰属する当期純利益 または 当 期 純 損 失 (△)	△430億円	382億円	4,031億円	2,020億円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (△)	△56.9円	50.56円	533.17円	267.41円
総 資 産	61,747億円	64,551億円	71,086億円	71,248億円

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミライズ			
中部電力ミライズ株式会社	4,000百万円	100.0%	小売電気事業等
株式会社シーエナジー	7,600百万円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・ 運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
CEPO半田バイオマス発電株式会社	499百万円	90.0%	バイオマス発電事業
ダイヤモンドパワー株式会社	120百万円	100.0%	小売電気事業
パワーグリッド			
中部電力パワーグリッド株式会社	40,000百万円	100.0%	一般送配電事業等
中部精機株式会社	68百万円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
中電配電サポート株式会社	30百万円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・ 用地業務等
株式会社日本エスコン	16,519百万円	50.3%	不動産の販売・賃貸および企画仲介コンサル事業
株式会社シーテック	720百万円	100.0%	送電線・変電所・水力発電所等の工事および 電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	240百万円	80.0%	火力・原子力発電所の保守工事
株式会社テクノ中部	120百万円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および 環境関連事業
中電不動産株式会社	100百万円	100.0%	不動産の販売・賃貸および管理
株式会社中電オートリース	100百万円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の 販売
株式会社中電シーティーアイ	100百万円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの 開発および保守
株式会社ピカソ	90百万円	100.0%	不動産の賃貸事業
中電クラブス株式会社	25百万円	100.0%	広告、防犯カメラ、損害保険代理およびリース
株式会社ジェネックス	25百万円	100.0%	太陽光発電所の開発・運営・保守管理等
株式会社四条大宮ビル	6百万円	100.0%	不動産の賃貸事業

- (注) 1 株式会社トーエネックならびに同社の子会社である株式会社トーエネックサービスおよび旭シンクロテック株式会社は、当社による株式会社トーエネックの株式の一部売却により、2024年7月16日付で当社の子会社ではなくなりました。
- 2 中部精機株式会社は、2024年8月19日付で、当社が保有する同社株式のすべてを中部電力パワーグリッド株式会社に承継させたため、中部電力パワーグリッド株式会社の子会社となりました。
- 3 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

経済産業大臣からのガス事業法にもとづく業務改善命令等の受領

中部電力ミライズは、2024年7月26日に、経済産業大臣から、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関してガス事業法にもとづく業務改善命令を受領し、同年8月23日に、改善計画を報告しました。また、同社は、同年7月26日に、電力・ガス取引監視等委員会から、中部地区における家庭用の都市ガス供給等に関する業務改善指導を受領し、同年8月23日に、当該指導で求められていた報告を行いました。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	11億9,000万株
発行済株式の総数	7億5,800万株

(2) 株主数

244,861名

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	113,780千株	15.0%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	35,516千株	4.7%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	34,940千株	4.6%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	18,735千株	2.5%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,374千株	2.4%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	18,051千株	2.4%
中 部 電 力 自 社 株 投 資 会	17,093千株	2.3%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	11,903千株	1.6%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	9,390千株	1.2%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,887千株	0.9%

(注) 出資比率は、自己株式（144万7,411株）を控除して計算しております。

(4) 職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の氏名等

氏 名	地位、担当および重要な兼職の状況
勝 野 哲	代表取締役会長 中部日本放送株式会社社外監査役
林 欣 吾	代表取締役社長 社長執行役員 電気事業連合会会長
水 谷 仁	代 表 取 締 役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO
鍋 田 和 宏	取 締 役 副社長執行役員 経営戦略本部長 CIO
橋 本 孝 之	社 外 取 締 役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員
嶋 尾 正	社 外 取 締 役 大同特殊鋼株式会社相談役 名古屋商工会議所会頭
栗 原 美津枝	社 外 取 締 役 株式会社価値総合研究所代表取締役会長 住友林業株式会社社外取締役 株式会社みずほ銀行社外取締役監査等委員
工 藤 陽 子	社 外 取 締 役 ソフトバンク株式会社社外監査役
古 田 真 二	取締役常任監査等委員（常勤） 愛知電機株式会社社外監査役
澤 柳 友 之	取締役監査等委員（常勤）
中 川 清 明	社外取締役監査等委員 弁護士
村 瀬 桃 子	社外取締役監査等委員 弁護士 笹徳印刷株式会社社外取締役監査等委員 株式会社コメ兵ホールディングス社外取締役監査等委員
山 形 光 正	社外取締役監査等委員 トヨタ自動車株式会社水素ファクトリーPresident Commercial Japan Partnership Technologies取締役 トヨタホーム株式会社社外取締役

(注) 1 2025年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	地 位	担 当
林 欣 吾	代表取締役社長 社長 執行役員	CEO
水 谷 仁	取 締 役	—

- 2 水谷仁氏は、2025年4月1日付で一般財団法人中部電気保安協会参与に就任しております。
- 3 古田真二氏は、当社の専務執行役員としてマネジメントサービス本部長などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社監査等委員会は、監査等委員による経営会議等の重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の聴取、事業場への往査、内部監査部門との連携等を行うことにより情報収集の充実を図り、当該情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準（20頁参照）を定めております。社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員を独立役員として指定し、届け出ております。
- 6 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
- 7 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員との間で締結し、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。ただし、当社が各取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して責任追及等を行う場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用については補償対象外とするとともに、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしております。
- 8 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社の取締役、監査役、取締役会決議により重要な人事として定める役職に選任された者、社外派遣役員であり、保険料は当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が全額を負担しております。

(2) 取締役等の報酬等の額

①「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2024年6月26日開催の第1018回取締役会におきまして、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」（以下、(2)において「決定方針」といいます。）を以下のとおり決議しております。なお、決定方針を取締役会へ付議するにあたり、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

1 基本方針（報酬の構成内容・水準、全般的な手続き）

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、当該各取締役の、当社グループの業績と企業価値の向上に貢献する意識を高めるため、月例報酬、業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

社外取締役は、独立した立場からの経営の監督機能を期待されていることおよび当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高める必要性を踏まえ、その報酬は月例報酬および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

各役位の報酬総額は、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業役員の総報酬の中位水準となるよう設定する。

取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議する。

2 月例報酬に関する方針

月例報酬は固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

なお、会社業績に著しい変化が生ずる場合は、これも勘案する。

3 業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、本方針において同じ。）を指標とする。

なお、上記指標に加え、重点施策の取り組み状況および成果とともに、会長および社長の業績連動賞与においては、連結当期純利益を、その他取締役の業績連動賞与においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案する。

各取締役の賞与は、事業年度ごとに、これらの結果を踏まえて、その額を決定し、支給する。

4 株式報酬（中長期インセンティブ報酬）に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬は、当社グループの中長期的な業績と企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成する。

社外取締役の株式報酬は、その職責に鑑み、役位に応じて定まる固定ポイントのみで構成する。

これらのポイントは、事業年度ごとに付与する。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに、経営目標である連結経常利益の達成度合い、および中長期的な重点施策の成果を踏まえ確定する。

取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとする。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給する。

5 報酬の構成割合に関する方針

(1) 取締役（社外取締役を除く。）

上場他企業の平均的な水準を踏まえ、経営目標達成時において、以下のとおりとする。

	月例報酬	業績連動賞与	株式報酬
執行役員を兼務する取締役	50%程度	25%程度	25%程度
執行役員を兼務しない取締役	60%程度	20%程度	20%程度

(2) 社外取締役

その職責に鑑み、以下のとおりとする。

	月例報酬	株式報酬
社外取締役	90%程度	10%程度

6 取締役の個人別の報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬（月例報酬、業績連動賞与、株式報酬）に関する事項の決定権限は取締役会にあるが、取締役会から授権された社長が、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。

7 クローバック

取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、支給済みの業績連動賞与および株式報酬の一部または全部の返還（クローバック）を当該取締役に請求できることとする。

②「監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、監査等委員である取締役の協議により、「監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」を以下のとおり決定しております。

【監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待されていることおよび当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高める必要性を踏まえ、監査等委員である取締役の個人別の報酬は月例報酬および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

1 月例報酬に関する方針

月例報酬は、固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

2 株式報酬に関する方針

株式報酬は、その職責に鑑み、役位に応じて定まる固定ポイントのみで構成する。なお、この固定ポイントは、事業年度ごとに付与する。

監査等委員である取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、監査等委員である取締役の協議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとする。

本株式報酬は、当該監査等委員である取締役にに対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、監査等委員である取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給する。

3 報酬の構成割合に関する方針

その職責に鑑み、以下のとおりとする。

	月例報酬	株式報酬
監査等委員である取締役	90%程度	10%程度

4 監査等委員である取締役の個人別の報酬の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬に関する事項の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

5 クローバック

監査等委員である取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、監査等委員である取締役の協議に基づき、支給済みの株式報酬の一部または全部の返還（クローバック）を当該監査等委員である取締役に請求できることとする。

③ 取締役等の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

〔監査等委員会設置会社移行前〕

役員 区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額9億円 (うち社外取締役分は84百万円)	2018年6月27日	12名 (うち社外取締役2名)
	業績連動型株式報酬	4事業年度ごとに5億3千万円 4事業年度ごとに付与されるポイント の上限に相当する株式数47万株	2022年6月28日	5名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭報酬	月額20百万円	2006年6月28日	7名

〔監査等委員会設置会社移行後〕

役員 区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役 (監査等 委員 である 取締役を 除く。)	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額8億円 (うち社外取締役分は1億2,000万円)	2024年6月26日	8名 (うち社外取締役4名)
	株式報酬	[2022～2025年度] 7億1,500万円 ポイントの上限に相当する株式数 63万5,000株 (うち社外取締役分は 2024～2025年度に2,000万円 2024～2025年度に付与されるポイ ントの上限に相当する株式数2万株)	2024年6月26日	8名 (うち社外取締役4名)
		[2026年度以降] 4事業年度ごとに9億円 4事業年度ごとに付与されるポイント の上限に相当する株式数80万株 (うち社外取締役分は 4事業年度ごとに4,000万円 4事業年度ごとに付与されるポイント の上限に相当する株式数4万株)		
監査等 委員 である 取締役	金銭報酬 (月例報酬)	年額2億2,000万円	2024年6月26日	5名
	株式報酬	[2024～2025年度] 4,000万円 ポイントの上限に相当する株式数4万株	2024年6月26日	5名
		[2026年度以降] 4事業年度ごとに8,000万円 4事業年度ごとに付与されるポイント の上限に相当する株式数8万株		

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき、当社の業務執行を統括し、全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長社長執行役員である林欣吾氏が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額（月例報酬、業績連動賞与および株式報酬）の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、人事・報酬に関し協議する会議体として設置した、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にしており、また、同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定した際には、同氏に取締役会に対し上記手続を経たうえで決定した旨を報告させていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

〔報酬に関する上記会議の当事業年度開催回数〕

人事会議	指名・報酬等検討会議
11回	9回

⑤ 取締役等の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数(名)
		月例報酬	業績連動賞与	株式報酬	
社内取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	402	205	103	93	6
監査等委員である 社内取締役	63	58	—	5	2
監 査 役 (社外監査役を除く。)	19	19	—	—	2
社外役員	112	107	—	5	9

- (注) 1 上記の報酬の額には、第100期定時株主総会の終結の時をもって退任した社内取締役2名、監査役（社外監査役を除く。）1名および社外役員2名に対する報酬の額が含まれております。
- 2 上記の業績連動賞与の対象となる員数は4名、株式報酬の対象となる員数は13名であります。
- 3 業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、「⑤」において同じ。）を指標としております。その目標は1,900億円（2024年4月の業績見通し値）であり、2024年度の実績は2,640億円程度であります。上記指標に加えて、当社の重点施策である戦略的投資領域の取り組みの評価およびESGに関する評価とともに、会長および社長においては、連結当期純利益を、その他の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案し、決定しております。
- 4 株式報酬は、中長期的な業績と企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定める固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成しております。これらのポイントは、事業年度ごとに付与しております。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに確定することとしており、経営目標である2025年度終了時の連結経常利益、当社の中長期的な重点施策であるCO₂排出量（GXリーグに登録した2025年度目標）の達成度合いおよび経営目標期間のTSR（株主総利回り）の評価を踏まえ確定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員 である取締役を 除く。)	橋 本 孝 之	当事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	嶋 尾 正	当事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	栗 原 美津枝	当事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	工 藤 陽 子	当事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、主に会計・財務分野の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
監査等委員 である社外 取締役	中 川 清 明	当事業年度に開催した18回の取締役会、8回の監査役会、15回の監査等委員会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度中、2024年6月以降に開催した10回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	村 瀬 桃 子	当事業年度中、2024年6月26日就任後に開催した15回の取締役会のすべてに、15回の監査等委員会のうち14回に出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。
	山 形 光 正	当事業年度中、2024年6月26日就任後に開催した15回の取締役会、15回の監査等委員会のすべてに出席し、主に環境に資する技術分野の見地から発言を行っております。

(注) 1 「1 企業集団の現況に関する事項」の「(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の経済産業大臣からのガス事業法にもとづく業務改善命令等の受領に係る件につきましては、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の各氏は、取締役会または監査等委員会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。

2 当社は2024年6月26日定時株主総会をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

4 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	5,982,066	固 定 負 債	3,009,231
電気事業固定資産	2,363,311	社 債	676,025
水 力 発 電 設 備	283,139	長 期 借 入 金	1,819,587
原 子 力 発 電 設 備	85,208	未 払 廃 炉 抛 出 金	224,719
送 電 設 備	551,361	原子力発電所運転終了関連損失引当金	4,276
変 電 設 備	427,678	退 職 給 付 に 係 る 負 債	108,265
配 電 設 備	830,094	そ の 他 の 固 定 負 債	176,357
業 務 設 備	162,876	流 動 負 債	1,255,038
その他の電気事業固定資産	22,951	1年以内に期限到来の固定負債	332,834
そ の 他 の 固 定 資 産	401,726	短 期 借 入 金	261,556
固 定 資 産 仮 勘 定	521,028	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	229,390
建設仮勘定及び除却仮勘定	437,475	未 払 税 金	73,775
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	83,553	そ の 他 の 流 動 負 債	357,481
核 燃 料	200,697	引 当 金	2,011
装 荷 核 燃 料	40,040	渴 水 準 備 引 当 金	2,011
加 工 中 等 核 燃 料	160,657	負 債 合 計	4,266,281
投資その他の資産	2,495,301		
長 期 投 資	271,626	株 主 資 本	2,400,550
関係会社長期投資	2,037,296	資 本 金	430,777
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,917	資 本 剰 余 金	64,451
繰 延 税 金 資 産	148,218	利 益 剰 余 金	1,909,619
そ の 他 の 投 資 等	37,250	自 己 株 式	△ 4,297
貸倒引当金（貸方）	△ 2,008	その他の包括利益累計額	385,973
流 動 資 産	1,142,746	その他有価証券評価差額金	17,266
現 金 及 び 預 金	293,547	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	82,245
受取手形、売掛金及び契約資産	311,955	為 替 換 算 調 整 勘 定	286,495
棚 卸 資 産	305,019	退職給付に係る調整累計額	△ 33
そ の 他 の 流 動 資 産	233,123	新 株 予 約 権	0
貸倒引当金（貸方）	△ 899	非支配株主持分	72,006
		純 資 産 合 計	2,858,530
合 計	7,124,812	合 計	7,124,812

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	3,427,189	営業収益	3,669,234
電気事業営業費用	2,890,024	電気事業営業収益	3,108,560
その他事業営業費用	537,164	その他事業営業収益	560,673
営業利益	(242,045)		
営業外費用	43,958	営業外収益	78,313
支払利息	23,859	受取配当金	1,143
その他の営業外費用	20,098	受取利息	572
		持分法による投資利益	61,137
		その他の営業外収益	15,460
当期経常費用合計	3,471,147	当期経常収益合計	3,747,547
当期経常利益	276,400		
渴求準備金引当又は取崩し	502		
渴求準備金引当	502		
特別損失	6,401		
有価証券評価損	6,401		
税金等調整前当期純利益	269,496		
法人税等	60,359		
法人税等	70,075		
法人税等調整額	△ 9,715		
当期純利益	209,137		
非支配株主に帰属する当期純利益	7,049		
親会社株主に帰属する当期純利益	202,087		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

中部電力株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村井 達久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福田 真也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の、中部電力ミライズ株式会社が、経済産業大臣から、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関してガス事業法にもとづく業務改善命令を受領し、改善計画を報告した件、ならびに同社が、電力・ガス取引監視等委員会から、中部地区における家庭用の都市ガス供給等に関する業務改善指導を受領し、当該指導で求められていた報告を行った件につきましては、引き続き改善計画等の進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

中部電力株式会社 監査等委員会

常任監査等委員（常勤） 古 田 真 二 ㊟

監査等委員（常勤） 澤 柳 友 之 ㊟

監査等委員 中 川 清 明 ㊟

監査等委員 村 瀬 桃 子 ㊟

監査等委員 山 形 光 正 ㊟

（注）監査等委員中川清明、村瀬桃子および山形光正は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

—— ✕ ——

—— ✕ ——

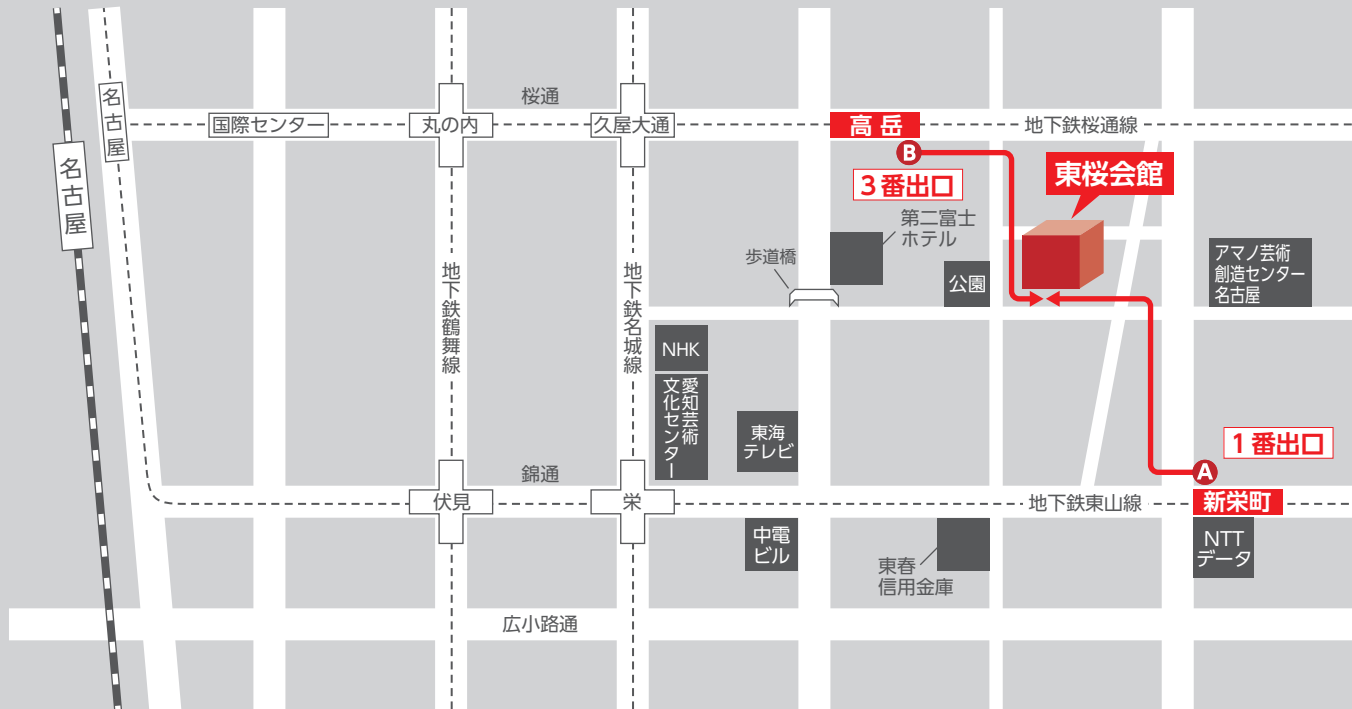
株主総会会場ご案内

場 所

名古屋市東区東桜二丁目 6 番30号

ひがしざくら

東桜会館



交 通

- A** 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1 番出口から徒歩約 5 分
B 地下鉄 桜通線『高 岳 駅』下車 3 番出口から徒歩約 5 分

粗品のご用意はありません。

車いすでご来場の株主さまにつきましては、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際は会場スタッフがご案内いたします。



UD
FONT

ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。